

別表第5（第5条関係）【その他産業製品】

製造物の種類	申請要件
その他産業製品	<p>①量産性</p> <ul style="list-style-type: none">・通常の需要に応じられる程度の製品が供給されていること。 <p>②市場性</p> <ul style="list-style-type: none">・製品の付加価値が積極的に消費者に向かってPRされていること。・全国規模の大会等で授賞するなどしており、県内外で一定の周知性・認知性があること。 <p>③安全・安心</p> <ul style="list-style-type: none">・徹底した品質管理やメンテナンス体制が整備されていること。・原材料・加工・製造・流通等の過程など、製品に関する情報が提供されていること。 <p>④環境への配慮</p> <ul style="list-style-type: none">・廃棄物の適正処理、リサイクルの推進、地域環境保全活動、事務所のISO14001の認証取得など、環境に配慮した取組を考慮する。 <p>⑤その他</p> <ul style="list-style-type: none">・木工製品にあっては、和歌山県内産のスギ・ヒノキ等を用いたものであり（ただし、県産材を用いることが困難である場合はこの限りでない。）、製品に使用する素材は指定する原材料のみであること（接着のための樹脂、結合のための金具類、塗料は除く。）